

がけ地近接等危険住宅移転事業

【令和3年度更新】

地すべり等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う場合に助成を行います

対象となる危険住宅とは？

危険住宅とは、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流のおそれがあり、かつ、これらの危険を避けるため住宅の移転を要すると認められる地域（地すべり等危険地域）内にある住宅をいいます。佐賀県では以下の地域内が対象となります。

ただし、地すべり等の防止に関する防災工事が施されていないことが条件です。

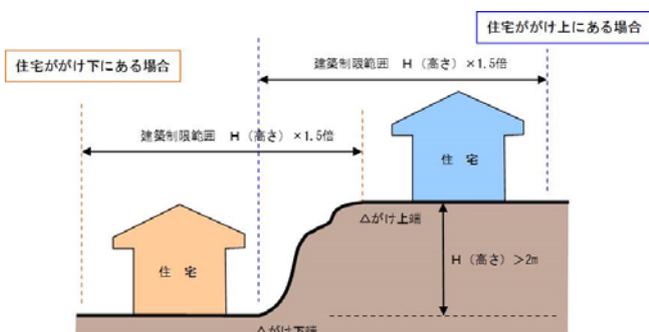
地すべり等危険地域

▶ 建築基準法施行条例に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域

※ただし、災害危険区域に指定された日以前に建築された住宅に限ります。

▶ 建築基準法施行条例に基づき建築を制限している高さ2mを越える自然がけに接している区域

※ただし、条例が施行された昭和46年8月13日以前に建築された住宅に限ります。



▶ 土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域（通称：レッド区域）

※ただし、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅に限ります。



補助の内容

▶ 除去等費

危険住宅の除去等に要する費用
(撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費など)

限度額：一戸当たり 975千円

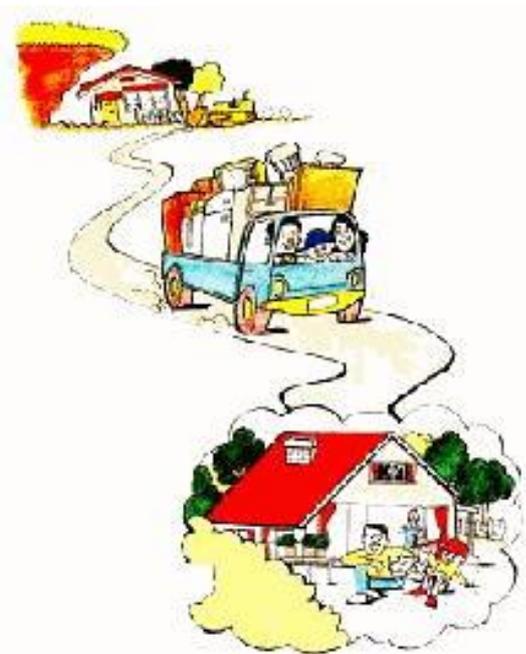
▶ 建設助成費

危険住宅に代わる新たな住宅の建設又は購入（土地取得を含む）のため、金融機関等から融資を受けた場合の当該借入金利子に相当する額の費用

限度額：一戸当たり 4,210千円 (7,318千円)

うち、住宅建設費 3,250千円 (4,650千円)
土地取得費 960千円 (2,060千円)
敷地造成費 - (608千円)

- () 内は急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域で人家が10戸未満の場合の限度額です。
- 市町によっては、限度額が異なる場合があります。



申請先及びお問い合わせ先 (県への手続きはありません)

市町名	担当課・係	電話番号	市町名	担当課・係	電話番号
佐賀市	建築指導課 指導係	0952-40-7170	神埼市	建設課 建設管理係	0952-37-0103
唐津市	建築住宅課 住宅政策係	0955-72-9139	吉野ヶ里町	建設事業課 管理係	0952-37-0348
鳥栖市	維持管理課 管理係	0942-85-3598	基山町	総務企画課 防災・安全係	0942-92-7915
多久市	建設課 建築管理係	0952-75-4826	玄海町	まちづくり課 まちづくり係	0955-52-2156
伊万里市	都市政策課 住宅・空家対策係	0955-23-2464	有田町	建設課	0955-46-5615
武雄市	建築住宅課 住宅係	0954-23-9221	大町町	農林建設課 管財係	0952-82-3151
鹿島市	都市建設課 住宅係	0954-63-3415	江北町	基盤整備課 土木建築係	0952-86-5616
小城市	定住推進課 空家・市営住宅係	0952-37-6150	白石町	建設課 建築住宅係	0952-84-7124
嬉野市	総務・防災課 防災・安全・安心グループ	0954-66-9111	太良町	総務課 防災係	0954-67-0129

危険住宅からの移転をお考えの際は、補助の対象となるかどうか、
まずは、お住まいの市町の担当窓口へお問い合わせください

佐賀県県土整備部 建築住宅課 建築指導担当

☎ 0952-25-7165 Fax 0952-25-7316

がけ地近接等危険住宅移転事業

検索

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/